

# 重要事項説明書

(2026年4月1日現在)

訪問看護ステーションあさがお

あなた(又は代理人)が利用しようと考えている訪問看護サービス(以下、「サービス」という。)提供開始にあたり、事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1 事業者(法人)の概要

事業者の名称	医療法人赤枝会 赤枝病院
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市旭区上川井町 578 番地 2
法人種別	医療法人赤枝会
代表者名	須田 香澄
電話番号	045-921-3333
FAX	045-922-1080
ホームページアドレス	<a href="http://www.akaedakai.com">http://www.akaedakai.com</a>

## 2 事業所の概要

利用事業所の名称	訪問看護ステーションあさがお
介護保険指定番号	1463290269
所在地	神奈川県横浜市旭区若葉台三丁目5番1号
電話番号	045(489)6400
FAX番号	045(489)6556
管理者	長内 加納子
通常の事業実施地域	横浜市旭区、緑区

## 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保を支援する立場から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復又は利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目指します。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法や健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者その他の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者への適切なサービス提供に努めます。

## 4 事業日時

営業日	月曜日から日曜日 (祝日も営業。12月29日から1月3日を除く)
営業時間	午前8:30 から 午後5:30 まで (サービス提供時間 午前9時から午後5時30分まで)

※ 24時間対応体制を整えています

## 5 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 管理者 1名(常勤)  
事業の従業者の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員等 4名以上(常勤3名以上・非常勤1名以上)  
理学療法士 2名以上(非常勤2名以上)  
看護職員等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画書等」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書等」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、指定訪問看護等の提供にあたる。
- ③ 事務員 1名(常勤1名)  
事業の事務全般を行う。

## 6 提供するサービス内容について

### (1)提供するサービス

- 1 サービス提供にあたっては、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定められる者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。  
日常生活動作の維持・回復を図り、居宅での生活が継続できるよう適切なサービスを提供します。
- 2 サービスは「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- 3 サービス提供にあたっては主治医の指示並びに利用者の関わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、訪問看護計画を立案して実施します。
- 4 訪問看護の内容
  - ① 病状、全身状態の観察
  - ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
  - ③ 療養上の世話
  - ④ 褥瘡の予防・処置
  - ⑤ ターミナルケア
  - ⑥ 認知症患者の看護
  - ⑦ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑧ カテーテル等の管理
  - ⑨ リハビリテーション
  - ⑩ 医師の指示による医療処置 等
- 5 主治医に対し、訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出します。
- 6 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させていただきます。

## (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族との金銭の貸借、利用者の年金管理などの金銭の取扱
- ② 利用者又は家族からの品物、金銭、飲食の授与
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 7 利用料 (利用者負担金)

(1) 訪問看護利用金額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険又は医療保険が利用出来ます。

当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とします。

詳細は別紙料金表のとおりとします。

利用者の病状や状態等により基本料に加えたサービス提供が必要場合は加算料金となります。

(訪問看護料金表参照)

(2) サービス等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとします。

- ① 死後の処置 20,000 円 (処置セット代金含む)
- ② 事業者は、事業者の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。
- ③ なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収します。  
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を 1kmあたり 100 円

(3) 指定訪問看護等の利用キャンセルの場合は前日までに連絡をお願いします。

訪問してキャンセルの場合(訪問を約束していたのに不在であった等)1 回分の利用者負担額を徴収します。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合は除外です。

(4) 前項の費用の支払いを受けるには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行います。

## 8 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月末までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。

\* 請求書は 毎月 15 日前後から訪問時に持参もしくは郵送します。

ア. 下記指定口座への振り込み

銀行名 横浜銀行 横浜若葉台支店 普通口座 6039708

名義人 医療法人 赤枝会

(リョウホウジン アカエダカイ )

イ. 口座振替…手数料に関しては利用者負担

ウ. 現金払い…集金袋にてお支払

## 9 緊急時の対応方法

- (1) 看護職員は、サービス等を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告します。
- (2) 又、主治医と連絡がつかない場合には、緊急搬送等のしかるべき必要な処置を行った後、速やかに主治医及び管理者に報告します。

医療機関	医療機関名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

## 10 守秘義務に関する対策

- (1) 事業者及び職員は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めます。又、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族から同意を得るものとします。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を守秘する義務を負い、退職後も同様とし、雇用契約としています。

## 11 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する訪問看護サービスにより事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12 身分証携行義務

訪問看護職員等は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

## 13 居宅介護支援事業者等との関係

- (1) サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき、作成する「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービス内容を変更した場合又はサービス提供契約が終了した場合には、その内容を記した書面又は写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

## 14 サービス提供の記録

- (1) サービス提供の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から5年間保管します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事ができます。ただし、複写物にかかる費用については実費を、利用者又はその家族が支払います。

## 15 衛生管理等

- (1) 訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

## 16 虐待の防止

虐待が発生した場合には、事業者は、市町村への通報の手続きを迅速かつ適切に行い、市町村等が行う調査に協力します。虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

虐待防止責任者： 管理者 長内加納子

## 17 身体拘束等の原則禁止

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。

## 18 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、非常時の体制でも早期の業務再開を図るための計画を策定します。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画を見直します。

## 19 ハラスメント行為の禁止

当事業所では「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に則り、ハラスメント対策を行っております。業務中に看護師等の心身に危害が生じ、又は生じるおそれがある場合であつて、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難である等、利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難であると管理者及び主治医が判断した場合は訪問看護契約の解除をすることがあります。

## 20 第三者による評価の実施状況

当事業所は、第三者による評価は受けておりません。

## 21 苦情申し立て窓口

- (1)事業者は、利用者及びその家族から事業者が提供した訪問看護のサービスに関する苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応を行います。
- (2)事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な扱いをすることはできません。
- (3)利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (4)苦情窓口  
長内 加納子 TEL:045-489-6400 FAX:045-489-6556  
旭区役所 (高齢・障害支援課) TEL:045-954-6061 FAX:045-955-2675  
緑区役所 (高齢・障害支援課) TEL:045-930-2315 FAX:045-930-2310  
横浜市はまふくコール  
(横浜市苦情相談コールセンター) TEL 045-263-8084 FAX 045-550-3615  
神奈川県国民健康保険団体連合会  
(介護保険課・介護苦情相談係) TEL:045-329-3447

## 22 その他

- (1)事業者は、従業員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるとし、又、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後6か月以内
  - ② 継続研修 毎月1回
- (2)交通事情、その他やむを得ない理由により、予定の訪問時間が多少前後する場合があります。

# 重要事項説明に関する同意書

訪問看護ステーションあさがお

訪問看護ステーションあさがおを利用申し込みするにあたり、重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日

< 利用者又は代理人 >

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

( 続柄 )

< 説明者 >

氏名 \_\_\_\_\_ 印

< 事業所 >

住所 : 〒241 -0 8 0 1 神奈川県横浜市旭区若葉台 3 - 5 - 1

医療法人赤枝会 訪問看護ステーションあさがお

管理者:看護師 長内 加納子 印

\* (注)〈代理人〉とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。

2026年4月版